

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月17日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長 杉中 洋一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、洪水予報や水害リスクラインで用いる中国管内洪水予測システム（以下、「本システム」という）について、既往洪水の精度検証や更なる精度向上検討、改善事項に対するシステム改良等を行うものである。

日本工営株式会社（以下、「特定の法人等」という）は、本システムの著作者人格権（著作権法第20条（同一性保持権））を有しており、行使することを意思表示している。

のことから、本業務を円滑かつ確実に行うことができる特定の法人等を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定しているが、特定の法人等以外の者で、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度中国管内洪水予測システム精度向上他業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務内容

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 計画準備 | 1式 |
| 2. 新モデル精度検証 | 1式 |
| 3. 新モデルの精度向上検討 | 1式 |
| 4. 粒子フィルタ改良モデルのインストール | 1式 |
| 5. 内部向け表示システムの運営 | 1式 |
| 6. 旧統合管理システムの除去 | 1式 |
| 7. 河道データの更新 | 1式 |
| 8. 水害リスクライン表示データセットの更新およびインストール | 1式 |
| 9. 報告書作成 | 1式 |

詳細は説明書による。

(3) 本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項とする。

①予測計算時間を踏まえた河川水位予測精度向上検討にあたっての留意点

(4) 履行期限 契約締結の翌日～令和9年3月31日

- (5) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (8) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

3. 業務目的

本業務は、洪水予報や水害リスクラインで用いる中国管内洪水予測システムについて、既往洪水の精度検証や更なる精度向上検討、改善事項に対するシステム改良等を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- ③ 中国地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされているものでないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 洪水予測モデルに関する高度な専門知識を有していること。
- ② 業務の実施に関して、適切に行うための幅広い知見を有していること。
- ③ 河川の特性を踏まえて、予測精度に課題がある箇所の要因等を分析する技術力と再現性を高めるための予測手法の妥当性判断など、洪水予測に係わる幅広い知見を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

- ① 河川に関する高度な専門知識を有するとともに、業務実施に際して幅広い知見を有する技術者を配置できること。

② 適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。

(4) 業務実績に関する要件

同種業務実績を有していること

参加意思確認書を提出する者は、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注し、平成27年度以降公示日までに完了した業務において、ア）～イ）のいずれかの実績を有すること。又は海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度に基づき認定された実績がある場合は、ア）～イ）のいずれかの実績を有すること。

ア) 同種業務：洪水予測に関する業務

イ) 研究：洪水予測に関する研究実績

（注1） 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2） 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3） 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4） 公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立さ

れた一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

（注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

5. 手続等

（1）担当部局

① 契約関係

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30
国土交通省中国地方整備局総務部契約課契約係
電話：082-221-9231 メール：keiyaku-gyomu@cgr.mlit.go.jp

② 技術関係

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30
国土交通省中国地方整備局河川部水災害予報センター
電話：082-221-9231

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

以下の交付場所又はメールにより交付する。

交付期間：令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下、休日という。））を除く、9時30分から17時00分まで

交付場所：（1）①に同じ

申込方法：メールによる入手を希望する場合は、（1）①の担当までメール連絡すること。

（3）参加意思確認書の提出期限（受領期間）、場所及び方法

提出期限：令和8年2月25日（水）15時00分

提出方法：持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）又はメールにより提出すること。

提出場所：上記（1）と同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項【コンサルタント業務】のとおり。

6. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

（3）当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限 令和8年3月19日（木）15時00分

- (4) 令和7・8年度中国地方整備局における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において当該資格の認定を受けていること。
- (5) 詳細は説明書による。